

# B'z事務所通信

7

July  
2012

発行:びいず社労士FP事務所  
〒466-0058 名古屋市昭和区白金 3-20-24-308  
TEL 052-881-0404 FAX 052-881-0440 email :info@b-z.jp  
発行日:2012年7月1日 通巻36号

## 最新情報

## 個別労働紛争相談件数と助言・指導申出件数、過去最高！

厚生労働省から、平成23年度の個別労働紛争解決制度の施行状況が公表されました。

### ■□■ 平成23年度の相談、助言・指導、あっせん件数 ■□■

総合労働相談件数	110万9,454件
民事上の個別労働紛争相談件数	25万6,343件
助言・指導申出件数	9,590件
あっせん申請受理件数	6,510件



### ■□■ 平成23年度の状況のポイント ■□■

- ◆いずれも高水準で推移している。民事上の個別労働紛争相談件数と助言・指導申出件数は、過去最高を記録した。
- ◆紛争内容は、『いじめ・嫌がらせ\*』が増加し、『解雇』に関する相談が減少するなど、多様化する傾向にある。 \*『いじめ・嫌がらせ』には、職場のパワーハラスメントに関するものを含む。
- ◆助言・指導は1か月以内に96.8%、あっせんは2か月以内に94.5%が手続を終了しており、『簡易・迅速・無料』という制度の特徴を活かした運用がなされている。

### ■□■ あっせんとは例えばどんなもの？ ■□■

整理解雇についての事案(厚生労働省発表の事案)

事案の概要	申請人は、5年前から〇〇会社△△営業所の正社員として勤務していたが、業績不振を理由に△△営業所が閉鎖となり、解雇を通告された。業績不振というが、近隣の地域の他の営業所に配置転換となった同僚が何人もいて、申請人は、自分が整理解雇される理由がわからず、また解雇に関する説明を求めても「あなたに働いてもらう場所がないから」と言われるだけであった。申請人としては、〇〇会社が解雇を回避する努力を十分に行ったとは思えず、経済的損失・精神的苦痛に対して補償金として、半年分の給料を求めたいとしてあっせん申請したもの。
あっせんのポイント・結果	あっせん委員が双方の主張を聴き、当事者間での調整を図ったところ、解決金として25万円を支払うことで合意し、解決した。

労働契約や就業規則の内容に不備や矛盾があると紛争の火種となります。貴社にも紛争の火種があるかもしれません。不安な方は、お気軽にご相談ください。弊社では、労働契約や就業規則のリスク判定ができます。

## 2013 年度新卒採用で Facebook を活用する企業

### ◆47%が「効果あり」

企業が採用活動において Facebook などのソーシャルメディアを活用する場面が増えてきています。

株式会社ギブリーが実施した 2013 年度新卒採用における人事担当者の意識調査（2013 年度新卒採用において Facebook を活用している 143 社が回答）の結果によると、新卒採用ツールとして「効果あり」と回答した企業が約 47%に及ぶことがわかりました。

### ◆Facebook を利用したことによる効果

上記調査において、「Facebook ページを運用することで、どのような効果があったか」という質問に対しては、以下の項目が挙げられています。

- (1) 社内のことや社員のことがわかってもらえた (41.3%)
- (2) 求人広告ではできないプロモーションができた (28.7%)
- (3) 採用ブランディングになった (18.2%)
- (4) 母集団が形成された (13.3%)
- (5) 会社の認知度が上がった (11.9%)
- (6) 求人広告では集まらない層の学生が来た (7.0%)

求人広告ではできないような双方向のコミュニケーションにより、学生に自社の“生きた情報”を発信し、理解してもらうことに一定の効果が得られたようです。

### ◆ページ制作に関しては自社制作と外注が約半数

また、Facebook ページの制作についての質問に対しては、半数以上が外注としており、自社での作成は 47.5%という結果となっています。

外注先としては、「ソーシャル採用に特化した会社」が、求人広告・人材紹介などの新卒採用支援会社や Web 制作会社、広告代理店より多いようです。

### ◆今後も増加することが予想される

2013 年度新卒採用においては、Facebook をはじめとしたソーシャルメディアの活用が企業側、学生側ともに注目されました。「この波に乗り遅れまい」と試行錯誤しながら利用を始めた人事担当者も多かったのではないのでしょうか。

利用者数が増加している中で、今後も採用活動にお

ける活用は増加していくことが予想されます。より効果的なツールにしていくためには、さらに企業独自の工夫が必要になっていくことでしょう。

## パート労働者の労働条件見直しの動き

### ◆来年の国会に改正案を提出へ

厚生労働省は「パート労働法」の一部を改正し、今後は有期雇いで働くパート労働者の待遇を正社員並みとする方針を示しています。

先日晒された「今後のパートタイム労働対策について（報告）（案）」の内容をベースとして、来年の通常国会へ改正案提出を予定しているようです。

### ◆パート労働者の現状

現在、雇用者の 4 人に 1 人以上がパート労働者であり、厚生労働省では、「パート労働という働き方の環境整備が必要であり、パート労働者の均衡待遇の確保を促進していくとともに、均等待遇を目指していくことが求められる」としています。

また、「短時間であることから働き方が多様となるパート労働者の待遇について、納得性を向上させ、あわせてパート労働者に対する継続的な能力形成も進めていく必要がある」としています。

### ◆報告書案の内容

なお現在示されている「今後のパートタイム労働対策について（報告）（案）」の主な内容は次の通りです。

#### (1) パート労働者の均等・均衡待遇の確保

- ・職務内容が通常の労働者と同一で人材活用の仕組みが通常の労働者と少なくとも一定期間同一であるパート労働者について、当該一定期間は、通常の労働者と同一の方法により賃金を決定するように努めるものとされている規定を削除することが適当。
- ・通勤手当は、パート労働法の均衡確保の努力義務の対象外として例示されているが、多様な性格を有していることから、一律に均衡確保の努力義務の対象外とすることは適当ではない旨を明らかにすることが適当。

#### (2) パートタイム労働者の雇用管理の改善

- ・パート労働者の「賃金に関する均衡」、「教育訓練の実施」、「福利厚生施設の利用」、「通常の労働者への転換」等に関し、パート労働者の雇入れ時等に、事業所で講じている措置の内容について、パート労働

者に説明することが適當。

- ・パート労働者からの苦情への対応のために担当者等を定めるとともに、パート労働者の雇入れ時等に周知を図ることが適當。

## アルバイト・パート社員は仕事に何を求めている？

### ◆“仕事探し”に関する意識調査

株式会社インテリジェンスが運営する求人情報サービス「an」は、アルバイト・パート社員の“仕事探し”に関する意識調査を昨年末に実施し、その結果が発表されています。

この調査結果から、アルバイト・パート社員が仕事に対して一体何を求めているのかを探っていきます。

### ◆仕事探しを始めた理由

まず、アルバイト・パートで求職活動中の男女に、「仕事探しを始めた理由」を尋ねたところ、トップは「貯金を増やしたかった」(33.5%)で、「趣味に使うお金が欲しかった」(31.9%)、「生活費を補いたかった」(30.0%)などが続いています。

当然と言えば当然ですが、お金に関する理由が上位を占めています。

### ◆仕事を探す際に重視する点

次に、仕事を探す際に重視する点をそれぞれ「重視する」「やや重視する」「どちらでもない」「あまり重視しない」「重視しない」の5段階で評価してもらい「重視する」と回答した割合を属性別に見てみると、次の通りとなっています。

【高校生】・「勤務地が自宅から近い」(58.7%)

- ・「勤務地が学校や習い事の場所から近い」(34.7%)

【大学生】・「店長や社員の人の雰囲気が良い」(58.7%)

- ・「時間の融通が利く」(56.9%)

【主婦】・「長い期間働ける仕事である」(34.4%)

- ・「やりがいのある仕事である」(42.4%)

高校生は、勤務地から自宅や学校などの距離を重視しており、大学生は、働く人やシフトの柔軟性など働きやすい職場を求めており、主婦は、じっくりと腰を据えて働き続けられることや遣り甲斐を得られる職場を求めているようです。

## 不正受給問題が指摘される生活保護制度を見直しへ

### ◆生活保護の受給者数が過去最多

厚生労働省によると、2012年2月時点の生活保護受給者数が約209万人に上り、現行制度下において最大となり、また、2012年度予算案では3兆7,000億円が計上され、国の税収の約1割を占めるまでに費用が増大しています。

そのため、制度運用や審査基準が抱える問題点を指摘されるに至り、以下の対策の他、見直しに向け検討が進められています。

### ◆受給者の資産を金融機関の本店で一括照会へ

生活保護受給申請者の資産調査について、これまで各福祉事務所が本人申告をもとに各地域の金融機関の支店に行っていましたが、効率が悪く正確でない等の問題点が指摘されていました。

厚生労働省発表によると、今年12月より全国銀行協会の協力を受けて、銀行など金融機関の本店に預貯金残額を一括照会する仕組みへと改めるそうです。

### ◆ソフトの改良により「医療扶助」の不正受給を監視

生活保護受給者の約8割に当たる169万人が受給する「医療扶助」は、窓口負担なしに医療機関で診療・投薬を受けられるため、医療過誤等の温床になっているとの指摘がありました。厚生労働省発表によると、不正受給の事例を識別するのに手間がかかっていたソフトを改良し、電子化されたレセプト(診療報酬明細書)をもとに瞬時に見分けられるようにし、今秋から全自治体に導入するそうです。

### ◆その他見直し案に挙げられた項目

政府は、今秋策定する「生活支援戦略」で生活保護制度見直しの方針を打ち出す予定ですが、6月4日に行われた国家戦略会議でその原案が示されました。

厚生労働省が作成した原案には、当面の対応として、(1)生活保護給付の適正化、(2)就労・自立支援の強化、今後検討を進めるものとして、(3)生活保護基準の検証・見直し、(4)自治体等の調査・指導権限等の強化、(5)「脱却インセンティブ」の強化(就労収入積立制度等)、(6)自治体とハローワークが一体となった就労支援の抜本強化等が挙げられています。

## 新情報！

## 「改正育児・介護休業法」が全面施行されます！

平成21年に改正された「育児・介護休業法」のうち、従業員数 100 人以下の企業には猶予されていた制度が、7月1日より適用されます！

### ■□■ 100人以下企業で7月1日から適用となる改正育児・介護休業法の主要制度の概要 ■□■

#### ◇介護休暇◇

要介護状態にある対象家族\*の介護や世話をを行う従業員が申し出た場合、1日単位での休暇取得を認めなければなりません（休暇日数の限度は、対象家族が1人ならば年5日、2人以上ならば年10日）。

\*「要介護状態」とは、負傷、疾病又は身体上若しくは精神上の障害により、2週間以上の期間にわたり常時介護を必要とする状態をいい、「対象家族」とは、従業員の配偶者（事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）、父母及び子（これらの者に準ずる者として、従業員が同居し、かつ、扶養している祖父母、兄弟姉妹及び孫を含む。）、配偶者の父母をいいます。

対象となる従業員…原則としてすべての男女従業員。勤続年数6か月未満の従業員と週の所定労働日数が2日以下の従業員については、労使協定で定めれば対象者から除外できます。

#### ◇所定外労働の制限◇

3歳に満たない子を養育する従業員が申し出た場合、所定労働時間を超えて労働させてはなりません。

対象となる従業員…原則としてすべての男女従業員。勤続年数1年未満の従業員と週の所定労働日数が2日以下の従業員については、労使協定で定めれば対象者から除外できます。

#### ◇短時間勤務制度（所定労働時間の短縮措置）◇

3歳に満たない子を養育する従業員で育児休業をしていないものに対し、1日の所定労働時間を原則6時間に短縮する制度を設けなければなりません。

対象となる従業員…原則として、1日の所定労働時間が6時間を超えるすべての男女従業員。

ただし、次のa～cの従業員は、労使協定で定めれば対象者から除外できます。

- a 当該事業主に引き続き雇用された期間が1年に満たない従業員
- b 週の所定労働日数が2日以下の従業員
- c 業務の性質又は業務の実施体制に照らして、短時間勤務制度を講ずることが困難と認められる業務に従事する従業員



☆新たにこれらの制度の対象となる企業では、あらかじめ就業規則などに制度を定め、従業員に周知しておく必要があります。就業規則などへの規定がお済みでない場合は、ご相談ください。

## お仕事 カレンダー

- 7/10 ●健保・厚年の報酬月額算定基礎届の提出  
●労働保険料概算・確定申告書の提出  
●労働保険料の納付  
●労災保険一括有期事業報告書の提出  
●一括有期事業開始届の提出（建設業）  
主な対象事業：概算保険料160万円未満でかつ請負金額が1億9000万円未満の工事  
●6月分の源泉所得税、住民税特別徴収税の納付  
●特例による源泉徴収税の納付（1月～6月分）

- 7/15 ●障害者雇用状況報告書、高齢者雇用状況報告書・外国人雇用状況報告書の提出期限  
●所得税予定納税額の減額申請  
7/31 ●労働者死傷病報告書の提出  
●6月分健康保険料・厚生年金保険料の納付  
●所得税の予定納税額の納付  
●5月決算法人の確定申告・11月決算法人の中間申告  
●8月・11月・翌年2月決算法人の消費税の中間申告

あとがき◆当事務所より 労働保険料の年度更新業務がほぼ終了し、これから算定基礎届の業務がピークとなります。それが一段落するまもなく引越…ばたばたしている間に暑い夏がやってきそうです(;^\_^A アセアセ…